

## 刑事実務

### 第1 設問1

#### 1 小問1

- (1) B 供述によれば、犯行時に、A は B に対し、「親父のだから落としたりするなよ」と言ってナイフを渡している。  
そして、A の父親は、B のことは知っているが、ナイフは貸していないとしている (⑬)。  
したがって、B のいう通り、A が B にナイフを貸したことが推認される。
- (2) B 供述によれば、犯行直後、コンビニエンスストアで甲は金をおろし、乙はスポーツドリンクを買っている。  
かかる B の供述は、コンビニの防犯カメラ映像 (⑦) 及び B 方から差し押さえられた茶色の作業着上下 (⑨) と整合する (⑯)。
- (3) B の供述によれば、A の取り分は300万円であった。  
そして、A は、事件翌日に消費者金融 Y 社に100万円、Z 社に200万円を返済しており、分け前の金額と一致する。
- (4) 3月1日の B の携帯電話の記録 (⑪) によれば、A からの着信、14分ほどの通話が認められる。  
よって、同日に A から電話で犯行に誘われたとの B 供述と整合する。
- (5) 以上より、検察官は、B 供述のうち、A が関与したとの供述部分の信用性が認められると判断した。

#### 2 小問2

- (1) 共謀共同正犯は、①共謀と、②共謀に基づく一部の者の実行行為、③正犯意思が認められる場合に成立する。
- (2) ア B 供述によれば、3月1日に、A、B は犯行を共謀している。そして、⑪のメッセージとかかる共謀の事実は整合的である。また、B 供述には信用性が認められる。したがって、①共謀が認められる。  
イ B は、②実行行為を行ったことを認めている。  
ウ B 供述によれば、A が B を誘ったのであり、また、取り分は A の方が多い。  
また、ナイフを提供したのは A である。よって、犯行の中心となったのは A であり、よって A には③正犯意思が認められる。

### 第2 設問2

- 1 公判前整理手続きの制度趣旨は、争点、証拠の整理にある (刑事訴訟法 (以下、法名省略) 316条の2第1項)。  
また、同手続き後は、原則として証拠調べ請求ができない (同316条の32)。
- 2 検察官は、B が実行し A は共謀において主導したと考えている。他方、弁護人は、A は共謀に参加していないとしているから、共謀の有無が争点であるといえる。

そして、上述した316条の32からすれば、同手続きのうちに証拠をなるべく集める必要がある。

以上から、裁判官は検察官に対し、AB間の共謀を事実として主張し、かつ、証拠の構造を明らかにすべく、照明予定事実記載書の追加提出を求めた。

### 第3 設問3

1 接見禁止（81条）は逃亡及び罪証隠滅を防止するためになされる。

2 そして、第2回公判期日までは、Bに対し知人等を通じて間接的に接触し、自己に有利な証言を働きかけるおそれがある。よって、罪証隠滅のおそれがあるため、かかる時点までは検察官は接見等禁止請求を行った。

他方、同期日後は、もはや証人尋問等は予定されていないため、かかるおそれはなく、よって検察官は上記請求をしなかった。

### 第4 設問4

1 小問（1）

（1） Bは取調べの際、一貫して犯行を認めていた。

したがって、B証人尋問において主張を変更することを予測できなかったといえ、「やむを得ない事由」があるといえる。

（2） Bは公判廷において「全てAに言われた通りやった」と証言している。

弁護人としては、かかる公判廷供述と異なる供述をした⑩により、公判廷供述の証明力を減殺しようとしている。よって、⑩は「証明力を争うため」（328条）であり、伝聞証拠に当たらず、証拠能力が認められる。

2 小問（2）

328条の証拠は伝聞証拠ではないため、326条の同意は不要である。

したがって、検察官は309条1項の「異議」なしとした。

以上